



様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

変更届出書

令和4年5月31日

福井県知事 殿

株式会社PLANT
代表取締役 三ッ田 佳史
坂井市坂井町下新庄 15-8-1

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：SUPER CENTER PLANT-2 坂井店
所在地：坂井市坂井町下新庄 15-8-1

2 変更しようとする事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量：図3参照

<変更前>

位 置	容 量	備 考		
		保管する主な廃棄等	面 積	附属設備
廃棄物 保管施設	65.3m ³	紙製廃棄物、プラスチック類、缶・瓶類、生ゴミ、その他可燃ごみ	31.2 m ²	—
合 計	65.3m ³	—	31.2 m ²	—

<変更後：位置変更>

位 置	容 量	備 考		
		保管する主な廃棄等	面 積	附属設備
廃棄物 保管施設	65.3m ³	紙製廃棄物、プラスチック類、缶・瓶類、生ゴミ、その他可燃ごみ	31.2 m ²	—
合 計	65.3m ³	—	31.2 m ²	—

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

<変更前>

小売業者を行う者の氏名	店舗の名称	開店時刻	閉店時刻	備考
(株)PLANT	SUPER CENTER PLANT-2 坂井店	午前 9 時	午後 10 時	

<変更後>

小売業者を行う者の氏名	店舗の名称	開店時刻	閉店時刻	備考
(株)PLANT	SUPER CENTER PLANT-2 坂井店	午前 7 時	午後 10 時	

※開店時間については、平常時は午前 8 時とし、繁忙期等に午前 7 時開店とする。

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

<変更前>

駐車場No.	利用することができる時間帯
駐車場①～③	午前 8 時 50 分～午後 10 時 30 分

<変更後>

駐車場No.	利用することができる時間帯
駐車場①～③	午前 6 時 50 分～午後 10 時 30 分

※利用時間については、平常時は午前 7 時 50 分とし、繁忙期等に午前 6 時 50 分とする。

3 変更する年月日

令和 4 年 6 月 1 日

4 変更する理由

廃棄物保管施設の位置を変更するため。

開店時刻を午前 7 時に早めるとともに、駐車場利用時間も開店時刻前に早めるため。